

# 薬局業務継続計画

(感染症対策編)

## 薬局感染症BCP

### シマダ調剤薬局

令和6年11月1日	制 定	
令和 年 月 日	一部改正	
令和 年 月 日		

■各発生段階の医療体制（政府行動計画、医療体制ガイドラインを参考に作成）

発生段階	医療体制	患者行動	薬局の対応
未発生期			
海外発生期 県内未発生期	帰国者・接触者外来、 帰国者・接触者相談セ ンターの設置	感染症指定医療機関等 への入院	地域全体に必要な医療体制への 協力
県内発生早期 県内感染期	一般の医療機関で診療	重症者：入院 軽症者：在宅療養指定 宿泊所での療養	感染者の処方箋の応需  電話再診による FAX 等での薬局 利用者の処方箋交付も行われる  医療措置協定に基づく対応
小康期	対策を段階的に縮小		通常の医療体制へ

※薬局利用者：平時に当薬局のサービス（介護サービスを含む）を利用されている方（以下同じ）

※感染者：新興感染症等の患者（以下同じ）

※各段階の以降は県が判断

# 1) 薬局業務継続の基本方針

## 1. 新興感染症等発生時の業務継続方針

- ① 当薬局は、新興感染症等が発生した場合、当地域で流行することも考慮し、小康期に至るまでの間、地域住民が適切な薬物治療を受けられるよう必要な医薬品を提供する。
- ② そのための業務継続計画を策定し、必要な対策を実施する。
- ③ 海外発生期であって県内未発生期においても、新興感染症等の感染の疑いがある訪日者や帰国者が来局する可能性があることに留意する。
- ④ 県内発生早期から県内感染期においては、業務に従事する職員の安全と健康に十分に配慮する。

## 2. 本業務継続計画の策定と変更

- ① 本業務計画の策定・変更に当たっては、以下の者がその役割を担う。  
開設者：島田良知  
管理者：島田良知  
(薬局の体制に応じて、変更・追記してください)
- ② 流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域薬剤師会からの要請を元に、適宜本計画を変更する。

## 3. 意思決定体制

- ① 新興感染症等の発生時における業務体制及びその縮小等については、開設者が決定する。
- ② 上記の決定に基づき、薬局等での業務を管理者が統括する。
- ③ 管理者が事故などで不在のときは、衛藤翔(管理者代行)がその代理を務める。

## 4. 意思決定に必要な最新情報の収集・共有化

- ① 新興感染症等に関する情報については、国、自治体、薬剤師会等の情報や通知等を参考にする。
- ② 収集した情報は、速やかに職員に通知する。
- ③ 新興感染症等感染症に関する情報入手先を予め調べておく。(別紙1)。

## 5. 感染対策委員会の設置

- ① 感染対策委員会の目的  
薬局における感染管理活動の基本となる組織として、感染対策委員会を設置する。感染対策委員会は、以下のような役割を担う。
  - (1) 薬局内の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
  - (2) 感染予防に関する決定事項や具体的対策を薬局全体に周知する。
  - (3) 薬局における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
  - (4) 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。
  - (5) その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。
- ② 感染対策委員会の構成員  
当薬局における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会であり、感染対策の知識を有するものを含むメンバーで構成する。  
島田良知(開設者)(委員長・全体統括・緊急時の指示・他関連部署への指示等)

島田良知（管理者）（実務統括・職員の情報共有や研修・関連機関との連携 等）

衛藤翔（その他）（管理者の代行や支援・感染対策の実施 等）

（薬局の体制に応じて、変更・追記してください）

### ③ 感染対策委員会の活動

(1) 「感染症の予防」と「感染症発生時の対応（まん延防止等）」のために必要な次に掲げる事項などについて審議する。

- 感染に関する最新の情報を把握し、感染対策の立案、指針等の作成及び見直し
- 薬局内感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施
- 感染発生時の職員等の健康状態の把握
- 感染症発生時における感染対策及び拡大防止の指揮
- 感染対策実施状況の把握と評価、改善を要する点の検討

(2) 委員会での議論の結果や決定事項を、すみやかに職員に周知を図る。

(3) 感染状況に応じておおむね6月に1回以上定期的に開催する。新興感染症等の増加や薬局内での感染発生疑い時など、必要に応じて随時開催する。

## 2) 平時からの備え

### 1. 体制構築・整備

- ① 感染対策委員会が対応主体となり、職員一丸となって対応する。
- ② 各業務の担当者（誰が、何をするか）を決めておき、関係者の連絡先、連絡フローの整理を行う。  
（別紙2）

### 2. 感染防止に向けた取り組みの実施

- ① 新興感染症に関する情報を収集する。
- ② 基本的な感染対策を徹底する。
- ③ 職員の体調管理を行う。
- ④ 薬局内に出入りする業者等の記録、管理する。
- ⑤ 特定接種の登録事業者の登録を行い、職員のワクチン接種（ワクチン開発時）に関する覚書を田中内科医院と取り交わしておく。

### 3. 新興感染症等発生時に必要な医薬品、感染対策用品等の確保

- ① 備蓄品・在庫量・調達先等の決めておく。（別紙3）
- ② 規定量の備蓄し、使用期限や保管方法の確認など適切な管理を行う。
- ③ 必要に応じて備蓄内容の見直しを行う。

### 4. 研修と訓練

- ① 定期的に以下の研修・訓練等を実施し、訓練等で洗い出された課題によりBCPを見直す。
- ② 業務継続計画（BCP）を関係者で共有する。
- ③ 業務継続計画（BCP）の内容に関する研修を年1回（含む入職時）以上実施する。
- ④ 新興感染症等の感染対策の基礎知識、マスク・手袋・フェイスガードなどの个人防护具の使用方法についても研修を行う。

- ⑤ 業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練（シミュレーション）を年1回以上実施する。

### 3) 新興感染症等発生時の業務の分類並びに重要業務の継続方針

#### 1. 業務分類と継続方針

県内感染期においても医薬品供給体制を継続することを目的とし、業務の効率化を図るため、業務を3段階に区分して一部業務の縮小を行うなどの対策を実施する。

県内感染期においても通常時と同様に行うべき業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調剤</li> <li>● 要指導医薬品及び一般用医薬品（以下、OTC 医薬品）の販売</li> <li>● 感染対策に必要な衛生用品等の販売</li> <li>● 緊急を要する、または状態が不安定な在宅療養中の薬局利用者の訪問薬剤管理指導または居宅療養管理指導（以下、訪問指導）</li> </ul>
県内感染期には一定期間又はある程度の規模縮小で維持・継続する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記以外の物品（日用品等）の販売</li> <li>● 比較的状态が安定している在宅療養中の薬局利用者の訪問指導（※）</li> </ul>
緊急の場合を除き延期できる業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 薬剤師が委託等を受けて行っている業務、地域住民への薬・健康教育等</li> <li>● 当薬局内における研修及び外部会議への出席</li> </ul>

※訪問指導の縮小等については、医師との連携の上で実施する。必要に応じて電話や情報通信機器を用いた服薬指導等により在宅療養中の薬局利用者の状況確認などを実施する。

#### 2. 人員体制

別紙2に記載

### 4) 海外発生期以降の各発生段階に応じた初動対応～感染拡大防止策の確立

#### 1. 各発生段階での対応

- ① 県内未発生期（県内で感染者が発生していない状態）

＜この段階の地域医療体制＞

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置
- ・ 感染症指定医療機関等への入院

＜当地域の帰国者・接触者相談センター＞

名称	設置先	電話番号
帰国者・接触者相談センター	田川保健福祉事務所	0947-42-9313

※帰国者・接触者外来の設置先は、一般に広報されないことに留意する。

##### (1) 業務体制

- 通常業務を実施する。県内において感染者が発生していないか、最新情報を把握する体制を整えておく。
- 必要に応じて感染対策委員会を実施する。

(2) 薬局利用者への対応

- (別紙3)の在庫確認及び確保。海外での発生状況を懸念した薬局利用者に対する感染予防のためのマスクや消毒剤等を販売するにあたっては、県内発生早期、県内感染期への急な移行時でも業務を継続できる体制に備え、適切な量とする。

(3) 県内発生早期に備えた対応

- 県内においての発生時には直ちに薬局内の消毒方法(設置物の確保や手段の確定)や空間的な分離等が取れるような体制を整えておくとともに、相談・診療に係る紹介先の把握をしておく。

② 県内発生早期(県内で感染者が発生しているが、全ての感染者の接触歴(濃厚接触者)を疫学調査で追うことができる状態)

<この段階の地域医療体制>

- ・ 帰国者・接触者外来での診療体制、帰国者・接触者相談センターでの相談体制の継続
- ・ 感染症指定医療機関等への入院
- ・ 国は、患者等が増加してきた段階においては基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行することを要請

(1) 業務体制

- 原則、通常業務を実施する。県内感染期以降の業務縮小を想定し、薬局内の体制整備や薬局利用者、地域住民への周知等を行う。

(2) 薬局利用者への対応

- 薬局の出入口や訪問時等で感染対策(検温・消毒剤・マスク着用等)を行う。
- 新興感染症等の疑いがある者は、その他の薬局利用者と可能な限り空間的に分離し、帰国者・接触者相談センターを紹介する。

(3) 県内感染期に備えた準備

- 県内感染期に備え、感染者への対応(FAX等による処方箋交付を含む)、慢性疾患患者の長期処方等について必要な準備を行う。

③ 県内感染期(県内で感染者の接触歴(濃厚接触者)が疫学調査で追えなくなった状態)

<この段階の地域医療体制>

- ・ 一般の医療機関で診療が行われる。(重症者:入院、軽症者:在宅療養、指定宿泊施設療養)
- ・ 薬局は感染者の処方箋を応需する。
- ・ 医療機関では直接の対面による診療のほか、電話や情報通信機器を用いた診療が行われ、FAX等による処方箋情報の送付も行われる。
- ・ 薬局では、電話や情報通信機器を用いた服薬指導を含めて対応する。

(1) 業務体制

- 感染対策委員会を実施し、地域における状況及び職員の欠勤状況を踏まえ、優先業務【3】1.の項に基づき薬局業務の縮小の実施について検討・決定し、重要業務を継続する。
- 薬局の業務内容・体制について店頭掲示や薬局のホームページ等で薬局利用者、地域住民に周知を行う。
- 関係機関(医療機関・行政・保健所・薬剤師会等)の連携体制を確認する。

(2) 薬局利用者への対応

- 処方箋の受付方法等、薬局利用者への案内すべき事項について、店頭掲示や薬局のホー

ムページ等で薬局利用者、地域住民に周知を行う。

- 出入口等での感染対策（手指消毒剤の使用・マスクの着用等）を継続するとともに、薬局利用者が触れるところは定期的に消毒を行う。
- 感染者及び感染の疑いがある薬局利用者にはマスクを着用してもらい、その他の薬局利用者とは可能な限り空間的に分離する。
- 医療機関未受診の新興感染症等様症状を訴える薬局利用者には、公的相談窓口もしくは受診の勧奨を行う。感染拡大を招きかねないため、OTC医薬品での対応は避ける。

(3) 感染者への対応

- 原則、感染者の処方箋は、家族等代理の者が薬局に処方箋を持参し薬剤を受け取る（FAXによる処方箋情報送付の場合等も同様）。薬剤師会・医師会・行政等とも連携し、薬剤交付方法が地域住民に十分に周知されるように努める。
- 本人が来局せざるを得ないケースや独居等により代理者がいないケース等、本人が来局する場合は、感染者以外の薬局利用者との混在を避けるため、時間的・空間的分離方策について検討し、必要な対策を実施する。また、独居等により代理者がいない等の場合の薬剤交付方法について検討し、電話や情報通信機器を用いた服薬指導など、必要な方策を実施する。

(4) 慢性疾患を抱えた薬局利用者等への対応

- 長期処方が行われる慢性疾患を抱えた薬局利用者等に適切に対応する。
- 長期処方が行われていない慢性疾患を抱えた薬局利用者には、医師と連携して適切な対応を検討・実施する。
- 対象者の希望がある場合、電話や情報通信機器を用いた服薬指導・医薬品の配送など、必要な方策も検討する。

(5) 在宅で療養中の薬局利用者

- 訪問の前に、訪問を行う薬剤師及び在宅で療養中の薬局利用者の健康状態を把握する。
- 医師、居宅介護支援事業所など他の介護サービス提供者、対象者の家族等と情報共有を図る。
- 介護施設へ訪問する場合は、事前に当該介護施設の感染対策を把握し、その対策に即した対応を行う。
- 対象者の感染が疑われる場合は、担当医と協議し、訪問指導の実施方法等について検討を行う。また、必要に応じて居宅介護支援事業所や対象者の家族等へ情報共有を図る。

## 2. 職員への対応

### ① 職員の健康管理と安全確保

- (1) 職員は手指衛生をはじめとした科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。
- (2) 職員への感染予防のため、必要に応じてマスク等个人防护具を適切に使用する。
- (3) 職員等が新興感染症等に感染したと疑われる場合は、速やかに開設者及び管理者に連絡する。職員家族等が感染した場合及び本人への感染が強く疑われる場合は、保健所の指示に従う。
- (4) 特定接種開始後速やかに、対象職員がワクチンを接種できるようにする。
- (5) 県内発生早期以降の薬局内外での研修・会議及び多人数による会合等は自粛する。
- (6) 三密（密集・密接・密閉）を意識し、人との距離をとる。
- (7) 検温を行い記録する。

### ② 職員体制

- (1) 県内発生早期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて優先業務【3】1.の項】について検討し、薬局の職員体制、業務分担体制を検討する。
- (2) 職員に感染者が発生した場合（感染が疑われる場合も含む）の体制を、予め検討しておく。
- (3) 職員の児の学校の臨時休校・要看護者発生時等の職員欠勤時の対応についても検討する。  
（薬局の体制に応じて、変更・追記してください）

### 3. 薬局利用者及び地域住民への情報周知（啓発）

- ① 新興感染症等に罹患した場合の医療体制（地域の医療機関の診療体制や薬局での処方箋の受付、薬剤交付方法等）について、薬局利用者、地域住民に周知する。
- ② 新興感染症等に罹患した際の療養方法、手指衛生、咳エチケット、感染対策用品（マスク、手袋）の使い方等、感染拡大防止のために個人や家庭ができることについて、薬局利用者、地域住民に周知する。

### 4. 事務機能等の維持

- ① 事務部門
  - (1) 各種物品の調達や機器の整備・修繕、電話対応等、業務を継続する上で必要な業務を優先的に行う。
  - (2) 非常勤も含めた全職員及びその家族の健康状況等を把握するとともに、予防接種等、職員の業務継続に必要な事項を優先的に実施する。
- ② 取引先関係者との連携
  - (1) 新興感染症等の地域感染期の対応について、医薬品等の取扱業者、清掃や警備などの委託業者等の取引先関係者と事前に打ち合わせを行う。
  - (2) 取引先関係者一覧を作成しておく。（別紙4）

## 5) 地域における関係機関との連携による感染拡大防止策の確立

### 1. 管内保健所との連携

- ① 保健所等が発信する情報を収集し、地域の医療体制等に関する情報を把握する。
- ② 感染対策及び職員に感染者が発生した場合等の指示を仰ぐ。
- ③ 濃厚接触者の特定に協力する。
- ④ 感染者及び濃厚接触者への対応や療養方法等の確認を行う。

### 2. 薬剤師会との連携

- ① 地域の対策会議に参加している薬剤師会（県薬、病薬、地域）が発信する情報を収集し、地域の医療体制等に関する情報を把握する。
- ② 薬剤師会として実施している新興感染症等に関する施策に協力する。
- ③ 新興感染症等発生時に必要な医薬品、感染対策用品等の備蓄状況等の情報共有を行う。

### 3. 福岡県等の行政との連携

- ① 行政機関が発信する情報を収集し、地域の医療体制等に関する情報を把握する。
- ② 行政機関より協力要請のあった新興感染症等に関する施策に協力する。

- ③ 第二種感染症指定医療機関の指定を受けている場合は、医療措置協定に基づく対応を行う。

#### 4. 地域内医療機関との連携

- ① 平時から処方箋を応需している医療機関とその連絡先等を把握しておく。
- ② 感染者（感染が疑われる者も含む）に対する処方箋の受付・薬剤交付方法、新興感染症等の治療に関する医薬品の備蓄等の情報共有を行う。
- ③ 在宅で療養中の薬局利用者に関して、県内感染期以降の対応等について情報共有を行う。

## 別紙一覧

- (別紙1) 新興感染症等感染症に関する情報入手先一覧
- (別紙2) 職員一覧・連絡先・担当業務等一覧
- (別紙3) 新興感染症等発生時の必要な医薬品、感染対策用品等一覧
- (別紙4) 取引先関係者等一覧
- (別紙5) 処方箋を応需している医療機関一覧

### (別紙1) 新興感染症等感染症に関する情報入手先一覧

名称	URL・連絡先等
内閣官房・新型インフルエンザ等対策	<a href="https://www.cas.go.jp/jp/influenza/">https://www.cas.go.jp/jp/influenza/</a>
外務省海外安全ホームページ	<a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/">https://www.anzen.mofa.go.jp/</a>
厚生労働省感染症情報	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html</a>
国立感染症研究所感染症疫学センター	<a href="https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html">https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html</a>
日本医師会	<a href="https://www.med.or.jp">https://www.med.or.jp</a>
日本薬剤師会	<a href="https://www.nichiyaku.or.jp">https://www.nichiyaku.or.jp</a>
日本病院薬剤師会	<a href="http://www.jha-e.com/moc/">http://www.jha-e.com/moc/</a>
福岡県薬剤師会	<a href="https://www.fpa.or.jp/index.html">https://www.fpa.or.jp/index.html</a>
田川保健福祉事務所	<a href="#">福岡県田川保健福祉事務所 - 福岡県庁ホームページ</a>

### (別紙2) 職員一覧・連絡先・担当業務等一覧

氏名	居住地	連絡先（電話等）	職種	担当業務	特定接種の有無
島田良知	大任町	090-5925-2700	薬剤師	管理者	有
衛藤翔	飯塚市	080-1742-4251	薬剤師	管理者補佐	有
島田沙織	大任町	090-4580-6733	役員（事務）	薬剤師補佐	有
白石ひとみ	添田町	090-6424-3584	事務	薬剤師補佐	有
西田沙季	田川市		パート事務		有

**(別紙3) 新興感染症等発生時に必要な医薬品、感染対策用品等一覧**

商品名	分類	在庫量	調達先	備考(使用期限等)

**(別紙4) 取引先関係者等一覧**

項目	会社名	連絡先(担当者等)	備考

**(別紙5) 処方箋を応需している医療機関一覧**

医療機関名	部署	電話番号	FAX番号	備考(照会方法等)
田中内科医院		44-5130	42-6787	
上野病院		28-2182	28-2189	
雪竹医院		82-0125	82-0560	
岡部循環器科内科		42-1349	42-1633	

**【 参考資料 】**

日本薬剤師会 『 新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画 』

(新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の発生を踏まえての一部改訂版)

日薬業発第 436 号 (令和 2 年 2 月 28 日発信)